

5 人や企業の「信州回帰」の促進について

【内閣府・経済産業省・国土交通省・観光庁】

長野県の状況

●新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心が拡大

- ・都市部住民の地方回帰機運の高まり等から、令和3年度の本県への移住者数※は2,960人で前年度から534人増加
 - ・コロナ禍において、テレワークやオンライン会議の普及により多様な働き方が加速
 - ・直近の内閣府による調査等でも、東京圏在住者の地方移住への関心が高まってきている
- ※移住者数：移住者捕捉アンケート等により長野県独自集計した数

取組

“信州回帰プロジェクト”の推進

目指す姿

- コロナ禍における都市部住民の地方回帰機運の高まりを好機と捉え、長野県への人や企業の呼び込みを強化
- 行政（市町村・県）と民間団体、事業者が連携し、様々な分野の取組をパッケージ展開

多様なひと・企業に「選ばれる長野県の実現」

- 理想とする「仕事と暮らしがある信州」の実現（働く場としての“信州”の展開）
 - 新たな働き方の促進等による「つながり人口（関係人口）」の拡大
- 『信州暮らし推進の基本方針（H31.3.27）』

実現に向けたアクション

コロナ時代のライフ・ワークスタイルを支援

普通の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力に触れながら働く新たなライフスタイル

➤ 信州リゾートテレワークの推進

- ・ 企業への訴求力が高いメディアとのタイアップによる都市圏企業へのPR展開
- ・ 県内地域のネットワーク形成や優良事例の横展開等により、魅力的なプランづくりを支援するため「信州リゾートテレワーク推進チーム」を発足

➤ おためしナガノ2.0

- ・ ITを中心としたクリエイティブ人材・企業に対し、オフィス利用料や交通費等の支援により、最大6か月間程度、長野県に「おためし」で住んで仕事をする機会を提供し、本格的な居住や拠点設置に誘導
- ・ 令和3年は58組91名の応募があり、24組39名が長野県での「おためし」を体験。当事業を通じ、長野県に拠点を設ける者も多数存在

➤ 暮らしと仕事をセットにした取組の展開

- ・ 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県及び大阪府からの移住者を対象に移住支援金を支給（国の制度に横出しして運用）
- ・ 移住後の暮らしには「仕事」が不可欠であるため、プロフェッショナル人材戦略拠点やハローワークと連携した企業への就職、就農・就林、創業など多様な働き方の実現を支援

➤ 副業・兼業の促進

- ・ 企業向け研修会、企業の副業・兼業活用支援とノウハウ共有、副業人材を活用した都市部のクリエイティブ人材誘致の取組など



おためしナガノ

課題

- 民間企業が休暇の分散化、長期休暇の取得促進等の働き方改革を加速させる一層の取組や、多様な働き方に寄与するサテライトオフィス等の導入促進、副業の促進等に取り組みやすい環境を整備することが必要
- デジタル田園都市国家構想交付金は、制度公表から申請締切までが短期間であったため、地方自治体側で十分な検討を行うことが困難となり、限定的な取組となってしまう
- 本県では大学進学や就職を契機とした県外への転出が大きく、さらに、20代の女性はUターン就職等による転入が男性に比べて少ないことから、若者や女性の定着に対する一層の支援が必要
- プロフェッショナル人材戦略拠点事業による人材活用は、新規事業の立ち上げや販路拡大等の「攻めの経営」に大変有効。当該事業の交付金は令和4年度で終了予定であるが、中小企業では、未だにマッチングノウハウや費用等がプロ人材の活用の障壁となっている
- コロナ禍を契機に注目されているライフスタイル（二地域居住など）を普及・定着させるために、現行の「定住」を前提としている制度の検証が必要

提案・要望

- 1 新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向けた取組の推進（内閣府・経産省・観光庁）**

国と地方が一体となってワーケーションの普及を促進させるため、政府の総合窓口となる「ワーケーション推進本部」を設置すること
ワーケーションや副業など新たなライフスタイルや多様で柔軟な働き方の普及に向け、企業への働きかけや国民への周知に一層取り組むこと
国民や企業が取り組みやすい土壌づくりの一環として、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得等を促進すること
- 2 地方にひとや企業を呼び込むための支援の充実（内閣府）**

地方への新たなひとや企業の流れを創出するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金(テレワークタイプ)について、地方自治体で適切な検討ができるよう十分な申請期間の確保をした上で、必要な財源を継続的に確保するとともに交付上限額を拡充すること
若者や子育て世代に対する移住支援にあたり、1人につき30万円を加算支給するなど、地方創生移住支援金のかさ上げ措置を講じること
また、プロフェッショナル人材戦略拠点事業を継続するとともに、事業者が一層活用しやすい環境となるよう、プロ人材の給与等の一部を支援するなど、新たな制度も追加すること
- 3 二地域居住等に係る施策の拡充及び制度的課題への対応（国交省）**

二地域居住の一層の普及・定着を図るため、拠点間移動経費の支援など、二地域居住者の負担を軽減するための制度を創設するとともに、税制や社会保険など現行制度の課題について地方と検討・協議する場を設けること